

アプリケーションを活用した現場施工管理実施要領

(総則)

第1条 本要領は、PC、タブレット、スマートフォンなどの電子機器からアプリケーションを活用して、工事の現場施工管理を行う場合の取扱い等について定める。

(目的)

第2条 本要領は、工事の現場施工管理の迅速化、効率化を達成し、上下水道局監督員（以下、「監督員」という。）並びに工事を受注した施工業者（以下、「施工業者」という。）の業務負担の軽減を図るため、建設業界におけるDXの推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 2 工事とは、豊田市上下水道局が発注する全ての工事をいう。
- 3 現場施工管理とは、工事の施工現場において現場代理人又は主任技術者等が施工管理（工期、出来形及び品質管理）、写真管理、書類管理を行うことをいう。
- 4 施工管理（工期、出来形及び品質管理）とは、第5条の工事標準仕様書で定める施工管理基準に基づく工程管理、現場での出来形実測値の測定や品質管理試験等の管理をいう。
- 5 写真管理とは、第5条で定める工事標準仕様書の写真管理基準に基づく現場での写真撮影等の管理をいう。
- 6 書類管理とは、第5条で定める工事標準仕様書に基づく書類作成等の管理をいう。
- 7 アプリケーションとは、特定の作業を行うために使用されるソフトウェアの総称をいい、本要領では第6条で定める施工業者からの事前協議により、監督員が使用を認めたものをいう。

(適用範囲)

第4条 本要領における現場施工管理の適用範囲は、次のとおりとし、作成された書類等について、工事完成時に工事完成書類として提出することを認めるものとする。

- (1) 契約図書で定める工期の進捗管理を行うもの。

- ・実施工程表（月別、全体）、週休2日実績表（月別、全体）の作成
- ・工事日報の作成

(2) 工事の目的物に対する出来形管理を行うもの。

- ・出来形総括表、出来形測定結果一覧表及び出来形図面等の作成
- ・水道管継手管理表（継手チェックシート）、管割図及び配管日報の作成
- ・出来形図面に基づく数量計算書等の資料作成

(3) 工事の目的物の品質規格の確保を行うもの。

- ・品質管理総括表、品質測定結果の一覧表の作成
- ・舗装温度管理などの測定記録の整理
- ・乳剤散布量試験などの試験記録の整理
- ・その他各種試験などの試験記録の整理

(4) その他、施工業者の創意工夫等において自発的に実施し、監督員が認めた内容

（対象工事）

第5条 本要領の対象となる工事は、豊田市上下水道局が発注する工事のうち、第2項に定める工事標準仕様書を適用する工事で、発注時の特記仕様書にアプリケーションの活用について記載された工事とする。（参考3）

2 前項における工事標準仕様書は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事標準仕様書：愛知県建設局
- (2) 水道管工事標準仕様書：豊田市上下水道局
- (3) 機械・電気設備工事標準仕様書：豊田市上下水道局
- (4) 公共建築工事標準仕様書：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

（事前協議）

第6条 施工業者は、アプリケーションを活用した現場施工管理を行う場合、工事打合せ簿に次の内容を記載及び資料を添付して現場施工に着手する前までに監督員に対し、事前協議を行わなければならない。（参考1）

- (1) 使用するアプリケーションと提供メーカーの名称
- (2) 第4条の適用範囲のうち、実施する項目
- (3) 使用する電子機器等の名称
- (4) アプリケーションで作成された書類及び撮影された写真のサンプル

2 監督員は、施工業者から前項の事前協議が行われた際は、協議内容を精査し、アプリケーションの活用を承諾する。ただし、第2条で定める目的の一つである業務負担の軽減に対する実施効果が認められないと監督員が判断す

る場合は、承諾しないこともできる。

(施工計画書への記載)

第7条 施工業者は、第6条に規定する事前協議で承諾された内容について、施工計画書の（7）施工管理計画に記載し、現場施工着手前までに提出するものとする。（参考2）

(費用負担)

第8条 本要領に基づくアプリケーションの購入費用並びに電子機器等の整備費用は施工業者の負担による。

(工事成績評定)

第9条 監督員は、第6条及び第7条による実施内容が実施され、現場施工管理の迅速化、効率化等の実施効果が確認できた場合は、検査員との合議により、工事成績評定における考查項目5. 創意工夫のその他の「37. アプリ活用の実施（1点の加点）」として評価し、1点の加点を行う。

- 2 成績評定を実施しない工事（緊急工事及び小規模工事）の場合は、前項の適用を受けない。
- 3 第1項は、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用し、それ以前に契約した工事（継続費、債務負担行為による工事及び令和8年度への繰越工事）においては、従前の要領による。

(留意事項)

第10条 本要領に基づく現場施工管理の実施に際しては、以下に留意しなければならない。

- (1) 施工業者は、アプリケーションの活用はあくまで工事の現場施工管理の迅速化、効率化を目的とするものと認識し、実際の現場施工においては、第5条で定める工事標準仕様書の定めにより、適切に現場の施工を行い、良好な施工管理及び書類作成に努めること。
- (2) この要領に定める内容により難い場合は、適宜発注者と施工業者で協議すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 アプリケーションを活用した現場施工管理（試行）実施要領は廃止する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(参考1)

工事打合簿					
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()				
工事名	水道管〇〇工事				
請負業者	〇〇建設工業株式会社				
(内容)	<p>特記仕様書第〇条は参考3を参照</p> <p>本工事特記仕様書第18条で明示されているアプリケーションを活用した現場施工管理を実施したいめ、以下のとおり事前協議を行います。</p> <p>(1) 使用するアプリケーションの名称と提供メーカー photoruption water ; (株) ミライト・テクノロジーズ</p> <p>(2) 実施項目 継手管理及び継手管理表作成、配管詳細図作成</p> <p>(3) 使用する電子機器の名称 スマートフォン (NTTdocomo : 〇〇〇〇)</p>				
添付図 本打合せ事項について	葉、その他添付図書 アプリケーションで作成した書類と撮影した写真のサンプル については、設計変更対象と <input type="checkbox"/> しない。				
発注者 処理・回答	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ()				
請負者	スマートフォン、タブレット、モニタリングカメラ等の名称を記入				
	令和 年 月 日				

総括監督員	主任監督員	専任監督員

現場代理人	主任(監理) 技術者

(参考2) 施工計画書への記載例

(7) 施工管理計画

(a) 工程管理

(省略)

(b) 出来形管理

施工管理基準により、次の項目について、出来形成果総括表、出来形管理表等を作成し、出来形管理を実施する。

工種	測定項目及び規格値(単位mm)					測定基準
	箇所数	基準高	厚さ	幅	延長	
(参考:上水道)	:	:	:	:	:	
4 鋳鉄管接合工	全箇所	4 管接合工は該当する管種について記載する。				
:	:	:	:	:	:	

注) 4は、GX形直管部は受口面ゴム輪間隔、標準受口間隔、P-Link部は受口面ゴム輪間隔、締付トルク、爪・押しボルトの状態を管理する。GX形異形管・継輪については、締付トルク、押輪施工管理用突部と受け口端面の間隔、標準受口間隔を管理します。

なお、継手管理においてはアプリケーションを活用します。

使用するアプリケーションの仕様等は、以下のとおり。

提供メーカー名	アプリケーションの名称
○○○	○○○○

アプリケーション活用においては、以下の点に留意します。

- ・継手管理における各施工段階での確認及び継手接合完了時の判定は、第10章様式の「継手管理表」に基づき確実に行います。

工種	測定項目及び規格値(単位mm)					測定基準
	基準高	中心線ずれ	勾配	延長	総延長	
(参考:下水道)	:	:	:	:	:	
5 管布設工	<u>±30</u>	<u>±50</u>	<u>逆勾配不可</u>	<u>-L/500</u> <u>かつ-200</u>	<u>-200</u>	
:	:	:	:	:	:	

なお、測定結果の管理においてアプリケーションを活用します。

使用するアプリケーションの仕様等は、以下のとおり。

提供メーカー名	アプリケーションの名称
○○○	○○○○

(c) 品質管理

(省略)

(d) 写真管理

(省略)

(参考3) 特記仕様書の記載

(リサイクル材の活用)

第〇条 原則、豊田市渡刈クリーンセンターで製造した溶融スラグを以下に示したアスファルト混合物用細骨材に使用するものとする。ただし、特別な理由により溶融スラグ入り合材を用いることが出来ない場合は、別途、監督員と協議するものとする。また、豊田市渡刈クリーンセンターで製造した溶融スラグが調達できない場合は、同センターから出された出荷不可証明書(写)をもって通常の再生合材を使用するものとする。

品目	規格
再生密粒度アスファルト合材	13mmTop
再生粗粒度アスファルト合材	20mmTop
再生瀝青安定処理	—

(舗装切断作業時に発生する排水処理)

第〇条 舗装切断作業時に発生する排水は、産業廃棄物に該当するため、廃棄物処理法を遵守し適正に処理すること。また施工計画書に当該排水の運搬及び処理方法を明記し、建設廃棄物処理委託契約書および許可証の写しを添付すること。

当該排水が生じない工法(空冷式等)を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵についても、適正な運搬・処理を実施すること。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第14条 施工計画書の記載省略項目の内、(7)施工管理計画については、施工計画書に記載しなければならない。

(法定外の労災保険の付保)

第15条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならぬ。また監督員、検査員より提示を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(電子メールを活用した情報共有)

第16条 工事書類の提出方法は、書面(紙)または電子メールいずれも可とする。なお、電子メールでの提出方法については「電子メールを活用した情報共有実施要領」によるものとする。

(WEB会議システム等を利用した遠隔臨場)

第17条 監督員による臨場は実際の現場立会い、WEB会議システム等を利用した遠隔のいずれも可とする。遠隔で臨場の実施については、「豊田市上下水道局建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」によるものとする。

(アプリケーションを活用した現場施工管理)

第18条 請負者が現場施工管理においてアプリケーションの活用を行うことを認める。なお、この場合の取扱いは、「アプリケーションを活用した現場施工管理実施要領」によるものとする。